

よくある質問 Q&A

Q.1 本資料送付以前の、4月に活動した分も申請して良いのですか？

- A.** 申請可能です。対象となる活動は、毎年4月1日～翌年3月31日に行った活動なので、4月中の活動がありましたら御申請ください。

Q.2 必ず年3回申請をしなければならないのですか？

- A.** 1回にまとめて申請いただいて構いません。例えば4月～3月分を下期②で申請いただくことも可能です。その際、奨励金振込時期の確認と計量伝票の保管に御注意ください。

Q.3 業者から、「計量伝票」以外の書類も受け取りました。提出すべきですか？

- A.** 「計量伝票」のみで結構です。例えば、「計量伝票」以外に「仕切書」などが発行されることがあります。「仕切書」には、計量数以外に売却金額も記載されているため、団体の保管用としてください。

Q.4 年度途中で、代表者や送付先、口座などに変更があった場合はどうすれば良いですか？

- A.** 各種変更届出書にて早急にお知らせください。届出書様式については、別添配布資料の様式集を御参考ください。

Q.5 申請書類は、クリーンセンターに直接持参か郵送するしかありませんか？

- A.** 期日までに、草津市役所内の環境政策課の窓口にご提出いただいても構いません。